

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件（案）に関する御意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和 2 年 3 月 27 日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

令和 2 年 1 月 30 日付で「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法附則第三十条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法の一部を改正する件（案）」の告示案に対する意見募集を行いました。その結果、本件に関する御意見はございませんでした。御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

1. 実施期間等

- （1）募集期間：令和 2 年 1 月 30 日（木）から令和 2 年 2 月 28 日（金）
- （2）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
- （3）提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、FAX

2. 意見募集結果

本件に関する御意見：0 件（本件とは直接関係のない御意見が 1 件）

3. 本件に関するお問い合わせ先

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課
電話：03-5253-1111（内線 3324）